

消防員の通信手段の仕様に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

消防員の通信手段の仕様に関する事項

改正理由

2012年11月に開催されたIMO第91回海上安全委員会(MSC91)において、火災時における消火活動中の通信手段として、各消火班に最低2個の耐圧防爆形もしくは本質安全防爆形の持ち運び式双方向無線電話装置の搭載を要求するSOLAS改正案が決議MSC.338(91)として採択された。本会は同規定を既に鋼船規則R編に取り入れている。

一方、耐圧防爆形もしくは本質安全防爆形に関する詳細な規定(認証の要否、防爆等級など)が不明確であることから、IACSにおいてこれを解決するべく統一解釈IACS UI SC 291を新規制定した。当該統一解釈案は、IMOにおいても2019年3月に開催されたIMO第6回船舶設備小委員会(SSE 6)で合意され、2019年6月に開催されたIMO第101回海上安全委員会(MSC101)にて承認された。

このため、当該統一解釈案に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 消防員用持ち運び式無線通信装置は、IEC60079に定義される1種危険場所での使用に適した安全形として承認されたものとする旨、規定する。
- (2) 消防員が当該船舶において到達しうる危険場所のうち最も危険な場所での使用に適したガス蒸気グループ及び温度等級のものとする旨、規定する。

改正条項

鋼船規則検査要領 R 編 R10.10